**草津市教育委員会の社会教育関係団体への登録についての留意点**

【別添１】

　草津市教育委員会の社会教育関係団体は、「草津市教育委員会の社会教育関係団体の登録に関する要綱」（以下「要綱」という。）（【別添３】参照）に基づき、審査ののち登録を行います。登録につきましては、以下の項目に留意のうえ、申請手続きを行ってください。

**１　登録の申請について**

　　登録の申請には以下の書類**すべて**の提出が必要となります。

□　草津市教育委員会社会教育関係団体登録申請書（様式第１号）

□　令和　　年度事業計画書（様式第２号）

□　令和　　年度事業実績報告書（様式第３号）

□　規約の写し

□　役員名簿

□　会員の名簿（「○○町」など町名まで記載してください）

□　令和　　年度収支予算書

※規約の写し、役員名簿、会員の名簿、収支予算書については総会資料等の写しや

任意の様式で結構です。

　※登録の申請を受理してから、２週間程度のお時間をいただきます。

**２　登録の基準について**

「草津市教育委員会の社会教育関係団体の登録に関する要綱」第４条に留意してください。

（詳細は、別紙のＱ＆Ａ【別添２】および要綱【別添３】を御覧ください。）

**３　登録の期間と更新について**

　・　登録の期間は、３年間です。

（ただし、新たに登録された団体は、教育委員会が別に定めます）

・　登録期間の更新をするときは、再度登録の申請が必要となります。

**※　次回の更新は令和９年８月末日**です。更新の際には、当初に申請いただいた書類

（上記「１」の申請書類すべて）を再度提出していただきます。

**４　毎年の報告について**

　・　登録団体につきましては、活動状況の確認をするため、毎年８月頃に当該年度の　　①事業計画書、②役員名簿、③会員名簿、④前年度の事業実績報告書を提出していただきます。

※毎年の報告や更新の手続きについては、こちらから文書を郵送しお知らせいたします。

**５　登録内容の変更について**

　登録団体において団体名・代表者に変更があった場合は、速やかに「登録内容変更申請書」（様式第６号）と発行している「団体登録証」を生涯学習課に提出してください。

※　変更後の新しい団体登録証の発行は、登録内容変更申請書を受理してから、１０日程度のお時間をいただきます。

※　団体名の変更等に伴い規約等の改正があった場合は、改正後の規約等の写しも提出してください。

※　変更の手続きをされていないと、市立施設において下記「6」の使用料の免除または減免を受けることができない場合がございますので御注意ください。

**《社会教育関係団体の新規（変更）手続きの流れ》**



**６　市内施設の使用について**

　草津市教育委員会の社会教育関係団体につきましては、一部の市内施設について、施設使用料が免除または減免になります。詳しくは、各施設へ問い合わせてください。

※　施設使用料の減免・免除制度については、今後各施設の管理規則が改正された場合、適用がなくなる可能性があります。

※　社会教育関係団体が貸館の予約等において優先されるわけではございませんので、　御注意ください。

（**施設の使用申請時には、団体登録証の提示を必ず行ってください。**）

|  |  |
| --- | --- |
| **施設名** | **施設使用料の減額、免除の内容および条件** |
| **各地域まちづくりセンター** | 免除。（ただし、水道・ガス・その他特に設備を使用した場合は、実費が必要） |
| **草津アミカホール** | ５割減免。（ただし、付属設備等使用料は必要） |
| **草津クレアホール** | ５割減免。（ただし、付属設備等使用料は必要） |
| **草津市立なごみの郷** | 以下の事業を達成するために活動を行う場合、会議室、　　交流室、調理室、工房が使用できる。（１）文化活動、体育、レクリエーション活動等を通じた　　コミュニティの促進に関すること（２）世代間の交流を促進するための研修、創作、伝習等の活動に関すること（３）高齢者を中心とする市民の生活、健康等の相談に関すること（４）その他なごみの郷の設置目的を達成するために必要な事業（ただし、付属設備等使用料は必要） |
| **教育集会所** | 減免 |

**７　その他**

　御不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〔お問い合わせ先・申請先〕

〒５２５－８５８８　草津市草津三丁目１３－３０

草津市教育委員会事務局　生涯学習課　生涯学習係

ＴＥＬ：０７７（５６１）２４２７　　ＦＡＸ：０７７（５６１）２４８８

E-mail：shogaku@city.kusatsu.lg.jp